



「外来・在宅物価対応料」および 「入院物価対応料」の算定に関するお知らせ

2026年（令和8年）6月1日の国の診療報酬改定に基づき、昨今の著しい物価高騰（光熱水費や医療材料費等）への対応措置として、新たに国が新設した「外来・在宅物価対応料」および「入院物価対応料」を算定させていただきます。

本改定により、外来診療・入院診療・訪問診療において、窓口でお支払いいただく料金（自己負担額）が一部変更（増額）となります。

地域の皆様へ安定した医療提供を継続するため、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

2026年6月1日実施 / （医）輝斉会 森田病院 院長

